

昭和二十五年法律第二百一十三号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

目次

第一条 総則（第一条—第五条）	第二章 地方精神保健福祉審議会及び精神保健指定医、登録研修機関、精神保健福祉センター（第六条—第八条）
第二章 地方精神保健福祉審議会及び精神保健指定医、登録研修機関、精神保健福祉センター（第六条—第八条）	第三章 地方精神保健福祉審議会及び精神医療審査会（第九条—第十七条）
第三章 地方精神保健福祉審議会及び精神医療審査会（第九条—第十七条）	第四章 精神保健指定医、登録研修機関、精神保健福祉センター（第十八条—第十九条）
第四章 精神保健指定医、登録研修機関、精神保健福祉センター（第十八条—第十九条）	第五章 医療及び保護
第五章 医療及び保護	第六章 保健及び福祉
第六章 保健及び福祉	第七章 精神障害者社会復帰促進センター（第十五条）
第七章 精神障害者社会復帰促進センター（第十五条）	第八章 雜則（第五十一条の十一—第五十一条の十五）
第八章 雜則（第五十一条の十一—第五十一条の十五）	第九章 罰則（第五十二条—第五十七条）
第九章 罚則（第五十二条—第五十七条）	附則
附則	第一章 総則
第一章 総則	（この法律の目的）
（この法律の目的）	第一条 この法律は、精神障害者の医療及び保護を行い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）と相まってその社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のための必要な援助を行い、並びにその発生の予防その他の国民の精神的健康の保持及び増進に努める
（この法律の目的）	（定義）
（定義）	第五条 この法律で「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその他の

ことによつて、精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的とする。

（国及び地方公共団体の義務）

第二条 国及び地方公共団体は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による自立支援給付及び地域生活支援事業と相まって、医療施設及び教育施設を充実する等精神障害者の医療及び保護並びに保健及び福祉に関する施策を総合的に実施することによつて精神障害者が社会復帰をし、自立と社会経済活動への参加をできるよう努力するとともに、精神保健に関する調査研究の推進及び知識の普及を図る等精神障害者の発生の予防その他国民の精神保健の向上のための施策を講じなければならない。
（国民の義務）
（精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加への配慮）
（精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加への配慮）
（精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加への配慮）

存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。

（第二章 精神保健福祉センター）

第六条 都道府県は、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るための機関（以下「精神保健福祉センター」という。）を置くものとする。
一 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及を図り、及び調査研究を行なうこと。
二 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導のうち複雑又は困難なものを行うこと。
三 精神医療審査会の事務を行うこと。
四 第四十五条第一項の申請に対する決定及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十二条第一項に規定する支給認定（精神障害者に係るものに限る。）に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものをを行うこと。
五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十二条第二項又は第五十一条の七第二項の規定により、市町村（特別区を含む。第四十七条第三項及び第四項を除き、以下同じ。）が同法の第二十二条第四項又は第五十五条の七第一項の要否の決定を行なうに当たり意見を述べること。
六 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十六条第一項又は第五十五条の十一の規定により、市町村に対し技術的事項についての協力その他の必要な援助を行うこと。
（審査の案件の取扱い）
第七条 国は、都道府県が前条の施設を設置したときは、政令の定めるところにより、その設置に要する経費については二分の一、その運営に要する経費については三分の一を補助する。
（委員の委任）
第八条 この法律に定めるもののほか、精神保健の向上とし、その員数は、当該各号に定める員数以上とする。
2 合議体を構成する委員は、次の各号に掲げる者とし、その員数は、当該各号に定める員数を取り扱う。
一 精神障害者の医療に関する学識経験を有する者二
二 精神障害者の保健又は福祉に関する学識経験を有する者一
三 法律に関する学識経験を有する者一

で、精神保健福祉に関する審議会その他の合議の機関（以下「地方精神保健福祉審議会」という。）を置くことができる。

（地方精神保健福祉審議会）

第二十二条 都道府県は、都道府県知事の諮問に答えるほか、精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項に関して都道府県知事に意見を具申することができる。
第三章 地方精神保健福祉審議会及び精神保健指定医、登録研修機関、精神保健福祉センター（第十八条）
（地方精神保健福祉審議会）
第九条 精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項を調査審議させるため、都道府県は、条例
第十一条 削除
（精神医療審査会）
第十二条 第三十八条の三第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）及び第三十八条の五第二項の規定による審査を行わせるため、都道府県の条例で定める。
第十三条 精神医療審査会の委員は、精神障害者の医療に関する学識経験を有する者（第十八条第一項に規定する精神保健指定医である者に限る。）、精神障害者の保健又は福祉に関する事項に意見を有する者及び法律に関する学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。
（委員）
第十四条 精神医療審査会は、その指名する委員五人をもつて構成する合議体で、審査の案件を取扱う。
2 合議体を構成する委員は、次の各号に掲げる者とし、その員数は、当該各号に定める員数以上とする。
一 精神障害者の医療に関する学識経験を有する者二
二 精神障害者の保健又は福祉に関する学識経験を有する者一
三 法律に関する学識経験を有する者一

（政令への委任）

第十五条 この法律で定めるもののほか、精神保健の向上とし、その員数は、当該各号に定める員数以上とする。
（政令への委任）
第十六条 削除
（地方精神保健福祉審議会）
第十七条 削除

を第三十三条の七第一項の規定による入院をさせることができる。

4 第二十九条の二の二第二項及び第三項の規定は、前三項の規定による移送を行う場合について準用する。

第三十五条 削除

第四節 精神科病院における処遇等

(処遇)

第三十六条 精神科病院の管理者は、入院中の者につき、その医療又は保護に欠くことのできない限度において、その行動について必要な制限を行うことができる。

2 精神科病院の管理者は、前項の規定にかわらず、信書の発受の制限、都道府県その他の行政機関の職員との面会の制限その他の行動の制限であつて、厚生労働大臣があらかじめ社会保障審議会の意見を聽いて定める行動の制限については、これを行うことができない。

3 第一項の規定による行動の制限のうち、厚生労働大臣があらかじめ社会保障審議会の意見を聴いて定める患者の隔離その他の行動の制限は、指定医が必要と認める場合でなければ行うことができない。

第三十七条 厚生労働大臣は、前条に定めるもののか、精神科病院に入院中の者の処遇について必要な基準を定めることができる。

2 前項の基準が定められたときは、精神科病院の管理者は、その基準を遵守しなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の基準を定めようとするときは、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聴かなければならない。(指定医の精神科病院の管理者への報告等)

第三十七条の二 指定医は、その勤務する精神科病院に入院中の者の処遇が第三十六条の規定に違反していると思料するとき又は前条第一項の基準に適合していないと認めるときその他精神科病院に入院中の者の処遇が著しく適当でないと認めるときは、当該精神科病院の管理者にその旨を報告すること等により、当該管理者において当該精神科病院に入院中の者の処遇の改善のため必要な措置が採られるよう努めなければならない。(相談、援助等)

第三十八条 精神科病院その他の精神障害の医療を提供する施設の管理者は、当該施設において求められたときは、当該審査に係る入院中の者

医療を受ける精神障害者の社会復帰の促進をさるため、当該施設の医師、看護師その他の医療従事者による有機的な連携の確保に配慮しつつ、その者の相談に応じ、必要に応じて一般相談支援事業を行う者と連携を図りながら、その他の関係者との連絡調整を行うよう努めなければならない。

(定期的報告等)

第三十八条の二 措置入院者を入院させている精神科病院又は指定病院の管理者は、措置入院者の症状その他の厚生労働省令で定める事項(以下この項において「報告事項」という)を、厚生労働省令で定めるところにより、定期に、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に報告しなければならない。この場合においては、報告事項のうち厚生労働省令で定める事項については、指定医による診察の結果に基づくものでなければならぬ。

2 前項の規定は、医療保護入院者を入院させている精神科病院の管理者について準用する。この場合において、同項中「措置入院者」とあるのは、「医療保護入院者」と読み替えるものとする。

3 都道府県知事は、条例で定めるところにより、精神科病院の管理者(第三十八条の七第一項、第二項又は第四項の規定による命令を受けた者であつて、当該命令を受けた日から起算して厚生労働省令で定める期間を経過しないもののか、精神科病院に入院中の者の処遇について必要な基準を定めることができる。

(定期的報告等による審査)

第三十八条の三 都道府県知事は、前条第一項の規定による届出に係る入院中の者しくは第二項の規定による報告又は第三十三条第七項の規定による届出(同条第一項又は第三項の規定による措置に係るものに限る)があつたときは、当該報告又は届出に係る入院中の者の症状その他厚生労働省令で定める事項を精神医療審査会に通知し、当該請求に係る入院中の者について、その入院の必要があるかどうかに關し審査を求めるべきである。

2 精神医療審査会は、前項の規定により審査を求めるときは、当該審査に係る入院中の者

についてその入院の必要があるかどうかに關し審査を行い、その結果を都道府県知事に通知しなければならない。

3 精神医療審査会は、前項の審査をするに当たる入院中の者に対して意見を求め、若しくはその者に意見を認め、診療録その他の帳簿書類の提出を命じ、若しくは出頭を命じて審問することが必要である。第三十八条の五第四項において同じ。)に診察させ、又はその者が入院している精神科病院の管理者その他関係者に対する報告若しくは意見を認めると認めるときは、当該審査に係る入院中の者に対する意見を求め、若しくはその者に意見を認め、診療録その他の帳簿書類の提出を命じ、若しくは出頭を命じて審問することが必要である。

4 都道府県知事は、第二項の規定により通知された精神医療審査会の審査の結果に基づき、その入院が必要でないと認められた者を退院させ、又は精神科病院の管理者に対しその者を退院させることを命じなければならない。

5 都道府県知事は、第一項に定めるもののほか、前条第三項の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る入院中の者の症状その他厚生労働省令で定める事項を精神医療審査会に通知し、当該入院中の者についてその入院の必要があるかどうかに關し審査を求めるべきである。

6 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県知事が審査を求めた場合について準用する。

(退院等の請求)

第三十八条の四 精神科病院に入院中の者又はその家族等(その家族等がない場合はその家族等の全員がその意思を表示することができない場合にあつては、その者の居住地を管轄する市町村長)は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事に對し、当該入院中の者を退院させ、又は精神科病院の管理者に對し、その者を退院させることを命じ、若しくはその者の処遇の改善のために必要な措置を探ることを命じなければならない。

6 都道府県知事は、前条の規定による請求をした者に対し、当該請求に係る精神医療審査会の審査の結果及びこれに基づき採つた措置を通知しなければならない。

(報告徵収等)

第三十八条の六 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院の管理者に対し、当該精神科病院に入院中の者の症状若しくは処遇に関し報告を求め、若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその指定する指定医に、精神科病院に立ち入り、これらの事項に關し、診療録その他の帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされる場合における当該電磁的記録を含む)を検査させ、若しくは当該精神科病院に入院中の者その他の関係者に質問させ、又はその指定する指定医に、精神科病院に立ち入り、当該精神科病院に入院中の者を診察させることができる。

て、その入院の必要があるかどうかに關し処遇が適当であるかどうかに關し審査を行い、その結果を都道府県知事に通知しなければならない。

3 精神医療審査会は、前項の審査をするに当たって必要があると認めるときは、当該審査に係る入院中の者に対する意見を求め、若しくはその者に意見を認めると認めたときは、当該審査に係る前条の規定による請求をした者及び当該審査に係る入院中の者が入院する。

4 精神医療審査会は、前項に定めるもののは、当該審査に係る入院中の者に対する意見を聽かなければならぬ。ただし、精神医療審査会がこれらの方の意見を聽く必要がないと特に認めたときは、この限りでない。

5 都道府県知事は、第二項の規定により通知された精神医療審査会の審査の結果に基づき、その入院が必要でないと認められた者を退院させ、又は精神科病院の管理者に対しその者をして報告を求め、診療録その他の帳簿書類の提出を命じ、若しくは出頭を命じて審問することができる。

6 都道府県知事は、第二項の規定により通知された精神医療審査会の審査の結果に基づき、その入院が必要でないと認められた者を退院させ、又は当該精神科病院の管理者に対しその者を退院させることを命じなければならぬ。

4 精神医療審査会は、前項に定めるもののは、当該報告に係る入院中の者の症状その他厚生労働省令で定める事項を精神医療審査会に通知し、当該入院中の者についてその入院の必要があるかどうかに關し審査を求めるべきである。

5 都道府県知事は、第二項の規定により通知された精神医療審査会の審査の結果に基づき、その入院が必要でないと認められた者を退院させ、又は当該精神科病院の管理者に対しその者を退院させることを命じなければならぬ。

6 都道府県知事は、前条の規定による請求をした者に対し、当該請求に係る精神医療審査会の審査の結果及びこれに基づき採つた措置を通知しなければならない。

(報告徵収等)

第三十八条の六 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院の管理者に対し、当該精神科病院に入院中の者の症状若しくは処遇に関し報告を求め、若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその指定する指定医に、精神科病院に立ち入り、これらの事項に關し、診療録その他の帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされる場合における当該電磁的記録を含む)を検査させ、若しくは当該精神科病院に入院中の者その他の関係者に質問させ、又はその指定する指定医に、精神科病院に立ち入り、当該精神科病院に入院中の者を診察させることができる。

心と理解を深めるように努めなければならぬ。

(相談指導等)

第四十七条 都道府県、保健所を設置する市又は特別区(以下「都道府県等」という。)は、必
要に応じて、次条第一項に規定する精神保健福
祉相談員その他の職員又は都道府県知事若しく
は保健所を設置する市若しくは特別区の長(以
下「都道府県知事等」という。)が指定した医
師をして、精神保健及び精神障害者の福祉に関
し、精神障害者及びその家族等その他の関係者
からの相談に応じさせ、及びこれらの者を指導
させなければならない。

**第二 都道府県等は、必要に応じて、医療を必要と
する精神障害者に対し、その精神障害の状態に
応じた適切な医療施設を紹介しなければならぬ
い。**

**第三 市町村(保健所を設置する市を除く。次項に
おいて同じ。)は、前項の規定により都道府
県が行う精神障害者に関する事務に必要な協力
をするとともに、必要に応じて、精神障害者の
福祉に関する精神障害者及びその家族等その他
の関係者からの相談に応じ、及びこれらの者を
指導しなければならない。**

**第四 市町村は、前項に定めるもののほか、必要に
応じて、精神保健に関し、精神障害者及びその
家族等その他の関係者からの相談に応じ、及び
これらの者を指導するよう努めなければならない。**

**第五 市町村、精神保健福祉センター及び保健所
は、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、精
神障害者及びその家族等その他の関係者からの
相談に応じ、又はこれらの者へ指導を行うに當
たつては、相互に、及び福祉事務所(社会福祉
法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福
祉に関する事務所をいう。)その他の関係行政
機関と密接な連携を図るよう努めなければならない。**

(精神保健福祉相談員)

第四十八条 都道府県及び市町村は、精神保健福
祉センター及び保健所その他これらに準ずる施
設に、精神保健及び精神障害者の福祉に関する
相談に応じ、並びに精神障害者及びその家族等
その他の関係者を訪問して必要な指導を行うた
めの職員(次項において「精神保健福祉相談
員」という。)を置くことができる。

**第二 精神保健福祉相談員は、精神保健福祉士そ
れども、他政令で定める資格を有する者のうちから、都
道府県知事又は市町村長が任命する。**

(事業の利用の調整等)

第四十九条 市町村は、精神障害者から求めがあ
ったときは、当該精神障害者の希望、精神障害
の状態、社会復帰の促進及び自立と社会経済活
動への参加の促進のために必要な指導及び訓練
その他の援助の内容等を勘案し、当該精神障害
者が最も適切な障害福祉サービス事業の利用が
できるよう、相談に応じ、必要な助言を行うも
のとする。この場合において、市町村は、当該
事務を一般相談支援事業又は特定相談支援事業
を行ふ者に委託することができる。

**第二 市町村は、前項の助言を受けた精神障害者か
ら求めがあつた場合には、必要に応じて、障害
福祉サービス事業の利用についてあつせん又は
調整を行うとともに、必要に応じて、障害福祉
サービス事業を行ふ者に對し、当該精神障害者
の利用についての要請を行うものとする。**

**第三 都道府県は、前項の規定により市町村が行う
あつせん、調整及び要請に關し、その設置する
保健所による技術的・事項についての協力その他
市町村に対する必要な援助及び市町村相互間の
連絡調整を行う。**

**第四 障害福祉サービス事業を行う者は、第二項の
あつせん、調整及び要請に對し、できる限り協
力しなければならない。**

第五十条 第七章 削除

(指定等)

第五十一条 第七章 削除

(指定等)

第五十二条 第七章 削除

(指定等)

第五十三条 第七章 削除

(指定等)

第五十四条 第七章 削除

(指定等)

第五十五条 第七章 削除

(指定等)

第五十六条 第七章 削除

(指定等)

第五十七条 第七章 削除

(指定等)

第五十八条 第七章 削除

(指定等)

(業務)

第五十一条の三 センターは、次に掲げる業務を
行うものとする。

一 精神障害者の社会復帰の促進に資するため
の啓発活動及び広報活動を行うこと。
二 精神障害者の社会復帰の実例に即して、精
神障害者の社会復帰の促進を図るために訓練
及び指導等に関する研究開発を行うこと。
三 前号に掲げるもののほか、精神障害者の社
会復帰の促進に関する研究を行ふこと。
四 精神障害者の社会復帰の促進を図るために、
第二号の規定による研究開発の成果又は前号
の規定による研究の成果を、定期的に又は時
宜に応じて提供すること。

**第五 精神障害者の社会復帰の促進を図るために、
事業の業務に従事する者及び当該事業に從事する者及
び当該事業に従事しようとする者に對して研
修を行うこと。**

**第六 前各号に掲げるもののほか、精神障害者の
社会復帰を促進するために必要な業務を行う
こと。**

(センターへの協力)

第五十五条の四 精神科病院その他の精神障害の
医療を提供する施設の設置者及び障害福祉サー
ビス事業を行う者は、センターの求めに応じ、
センターが前条第二号及び第三号に掲げる業務
を行うために必要な限度において、センターに
対し、精神障害者の社会復帰の促進を図るために
の訓練及び指導に関する情報又は資料その他の
必要な情報又は資料で厚生労働省令で定めるも
のを提供することができる。

(特定情報管理規程)

第五十五条の五 センターは、第五十五条の三第
二号及び第三号に掲げる業務に係る情報及び資
料(以下「この条及び第五十五条の七において
「特定情報」という。)の管理並びに使用に關す
る規程(以下「この条及び第五十五条の七におい
て「特定情報管理規程」という。)を作成し、
厚生労働大臣は、前項の認可を受けなければなら
ない。

これを変更しようとするときも、同様とする。

厚生労働大臣は、前項の認可をした特定情報
管理規程が特定情報の適正な管理又は使用を図
る上で不適当となつたと認めるときは、セン
ターに対し、当該特定情報管理規程を変更す
べきことを命ぜることができる。

特定情報管理規程に記載すべき事項は、厚生

(秘密保持義務)

第五十六条 センターの役員若しくは職員又
はこれらの職にあつた者は、第五十五条の三第
二号又は第三号に掲げる業務に關して知り得た
秘密を漏らしてはならない。

(解任命令)

員又は職員が第五十五条の五第二項の認可を受
けた特定情報管理規程によらないで特定情報の
管理若しくは使用を行つたとき、又は前条の規
定に違反したときは、センターに対し、当該役
員又は職員を解任すべきことを命ずることがで
きる。

(事業計画等)

第五十五条の八 センターは、毎事業年度の事業
計画書及び收支予算書を作成し、当該事業年度
の開始前に厚生労働大臣に提出しなければなら
ない。これを変更しようとするときも、同様と
する。

(報告及び検査)

第五十五条の九 厚生労働大臣は、第五十五条の
三に規定する業務の適正な運営を確保するため
に必要な限度において、センターに對し、必要
と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、
その事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳
簿書類その他の物件を検査させることができ
る。

(監督命令)

第五十五条の六 第十九条の六の十六第二項及び第三項の規定
は、前項の規定による立入検査について準用す
る。この場合において、同条第二項中「前項」
とあるのは、「第五十五条の九第一項」と、同条
第三項中「第一項」とあるのは、「第五十五条の
九第一項」と読み替えるものとする。

(監督命令)

第五十五条の十 厚生労働大臣は、この章の規定
を施行するため必要な限度において、センター
に対し、第五十五条の三に規定する業務に關
し、監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第五十五条の十一 厚生労働大臣は、センターが
次の各号のいずれかに該当するときは、第五十
五条の二第一項の規定による指定を取り消すこ
とができる。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成七年七月一日から施行する。ただし、第十九条の改正規定及び同条に一項を加える改正規定並びに第十九条の四の次に一項を加える改正規定は、平成八年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に改正前の第五条の規定による指定を受けている精神病院（精神病院以外の病院に設けられている精神病室を含む。）についての改正後の第十九条の九第一項の規定の適用については、平成七年七月一日から平成八年三月三十一日までの間は、同項中「指定病院が、前条の基準に適合しなくなったとき、又はその」とあるのは、「指定病院の」とする。

第三条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成八年六月一四日法律第八二号) 抄

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成九年一二月一七日法律第一二四号) 抄

この法律は、介護保険法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一〇年九月二八日法律第一一〇号) 抄

この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年六月四日法律第六五号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条から第四条までの規定並びに附則第四条及び第十一条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(第一条の規定による改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下この条及び次条において「新法」という。）第五十条の二に規定する精神障害者居宅生活支援事業（同条第四項に規定する精神障害者地域生活援助事業を除く。）を行つている国及び都道府県以外の者について新法第五十条の三第一項の規定を適用する場合においては、同項中「あらかじめ」とあるのは、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律（平成十一年法律第六十五号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から起算して三月以内に」とする。

(第五条) (罰則に関する経過措置)

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の精神保健及び精神障害者社会復帰施設（同条第六項に規定する精神障害者地域生活支援センターを除く。）を設置している市町村、社会福祉法人その他の者で

あつて、社会福祉事業法第六十四条第一項の規定による届出をしている者は、新法第五十条第二項の規定による届出をしたものとみなす。

二 この法律の施行の際現に新法第五十条の二に規定する精神障害者居宅生活支援事業（同条第四項に規定する精神障害者地域生活援助事業を除く。）を行つている精神病院（精神病院以外の病院に設けられている精神病室を含む。）についての改正後の第十九条の九第一項の規定の適用については、平成七年七月一日から施行する。

他の者について、新法第五十条第二項の規定を適用する場合には、同項中「あらかじめ」とあるのは、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律（平成八年六月一四日法律第八二号）の施行の日から起算して三月以内に」とする。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一項中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分に限る。)に定める日から施行する。

第一項中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。)並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分に限る。)に定める日から施行する。

第一項中自然公園法附則第十項に係る部分に限る。)に定める日から施行する。

神障害者福祉に関する法律（以下この条において「新法」という。）の施行の状況並びに精神保健及び精神障害者の福祉を取り巻く環境の変化を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

二 この法律の施行の際現に新法第五十条の二に規定する精神障害者地域生活支援センターを設置している市町村、社会福祉法人その他の者について、新法第五十条第二項の規定を適用する場合には、同項中「あらかじめ」とあるのは、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律（平成八年六月一四日法律第八二号）の施行の日から起算して三月以内に」とする。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一項中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分に限る。)に定める日から施行する。

第一項中自然公園法附則第十項に係る部分に限る。)に定める日から施行する。

七十二条の三、身体障害者福祉に関する法律（以下この条において「新法」という。）の施行の状況並びに精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律第五十五条の十二第二項、クリーニング、歯科技工士法第二十九条の二第二項、狂犬病予防法第二十九条の二第二項、社会福祉事業法第八十三条の二第二項、結核予防法第六十九条、と畜場法第二十九条の二第二項、柔道整復師法第二十三条、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十四条の二、知的障害者福祉法第三十条第二項、老人福祉法第三十四条第二項、母子保健法第二十六条第二項、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第四十一条第三項又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十五条の規定に基づく再審査請求については、なお従前の例による。

第二項の規定による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれら的行为に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものと解釈する。

この法律の施行の日においてこれら的行为に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものと解釈する。

この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為とみなす。

え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成二五年六月一九日法律第四号）抄

（施行期日）この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二六年六月一三日法律第六号）抄

（施行期日）この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

第一 条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

（経過措置の原則）

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴え提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものと含む。）の訴え提起については、なお従前の例による。

この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された处分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え提起することができないこととされるものによる。

不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

五条第一項第五号の改正規定（「同法第八条第二十四項」を「同法第二十五項」に改める部分に限る。）並びに同法附則第二条及び第三条の規定によりなお従前の例による。

（施行期日）この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

（〇号）抄

（施行期日）この法律は、平成二七年六月二六日法律第五

（施行期日）この法律は、平成二七年六月二五日法律第八

（施行期日）この法律は、平成二八年四月一日までの間に

（施行期日）この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる

（罰則の適用に関する経過措置）

第七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる

（罰則の適用に関する経過措置）

第七十二条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条並びに附則第七条、第十三条ただし書、第二十一条及び第二十四条の規定並びに

（罰則の適用に関する経過措置）

第七十三条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条並びに附則第七条、第十三条ただし書、第二十一条及び第二十四条の規定並びに

（罰則の適用に関する経過措置）

第七十四条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条並びに附則第七条、第十三条ただし書、第二十一条及び第二十四条の規定並びに

（罰則の適用に関する経過措置）

第七十五条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条並びに附則第七条、第十三条ただし書、第二十一条及び第二十四条の規定並びに

（罰則の適用に関する経過措置）

第七十六条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条並びに附則第七条、第十三条ただし書、第二十一条及び第二十四条の規定並びに

（罰則の適用に関する経過措置）

第七十七条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条並びに附則第七条、第十三条ただし書、第二十一条及び第二十四条の規定並びに

（罰則の適用に関する経過措置）

第七十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条並びに附則第七条、第十三条ただし書、第二十一条及び第二十四条の規定並びに

（罰則の適用に関する経過措置）

第七十九条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条並びに附則第七条、第十三条ただし書、第二十一条及び第二十四条の規定並びに

（罰則の適用に関する経過措置）

第八十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条並びに附則第七条、第十三条ただし書、第二十一条及び第二十四条の規定並びに

（罰則の適用に関する経過措置）

第六十二条及び第六十七条から第六十九条までの規定（公布の日）

（施行期日）この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

（〇号）抄

（施行期日）この法律は、平成二七年六月二六日法律第五

（施行期日）この法律は、平成二七年六月二五日法律第八

（施行期日）この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条並びに附則第八条までの規定（公布の日）

（第六条、第八条（農業振興地域の整備に関する法律第三十五条）別表第三の二十四の項の改正規定、附則第五十五条及び第五十六条の規定（公布の日）

（第六条、第八条（農業振興地域の整備に関する法律第三十五条）別表第三の二及び第三条の三第二項の改正規定（公布の日）

（第六条、第八条（農業振興地域の整備に関する法律第三十五条）別表第三の三第二項の改正規定（公布の日）

ほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他手続をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに規定するもの
のほか、この法律の施行に関し必要な経過措置

（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附見立月二十二日清行第一四号抄

(施行期日) 指定
第一条 二〇〇〇年六月一日から起算して二年

この法律は、公有の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二八年六月三日法律第六五

(施行期日) 号抄

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。

附則（平成三〇年五月三〇日法律第三三号）

（施行期日） 指定

第一條 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。次二、次の各号に掲げる規定

は、当該各号に定める日から施行する。

四 第三条中特許法第百七条第三項の改正規定、第百一一条の見出（）を別り、同条の前に見

定 第百九条の見出しを削り 同条の前は見出しを付し、同条の次に一条を加える改正規定、第一百二十二条第一項及び第六項の文王規定

定 第百二十二条第一項及び第二項の改正規定、第百九十五条第六項の改正規定並びに第百九十五条の二の見出し（を削り）、同条の前に

百九一五条の二の見出しを削り、同条の前に見出しを付し、同条の次に一条を加える改正規定並びに第六条及び第七条の規定並びに附

規定並びに第六条及び第七条の規定並びに附則第十二条、第十五条、第二十三条及び第二十五条から第三十二条までの規定は公布の日

一三条が、第三十二条の規定、公有の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

附 則（平成三〇年六月二七日法律第六
六号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第五条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の二十の項及び五十三の項の改正規定を除く。）及び第十三条の規定並びに附則第十一条から第十三条まで、第十六条及び第十七条の規定 公布の日

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第七条 第九条の規定による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下この条において「新精神保健福祉法」という。）第三十一条第二項の規定は、施行日以後に要することとなつた精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条第一項に規定する費用の新精神保健福祉法第三十一条第一項の規定による徴収について適用する。

（処分、申請等に関する経過措置）

第十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行の日前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた認定等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている認定等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は附則第十三条の規定に基づく政令に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行の日前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により國又は地方公共団体の機関に対し、報告、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについての法律の適用については、この法律による改正後は、附則第二条から前条までの規定又は附則第十三条の規定に基づく政令に定めるもののほ

か、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。
(罰則に関する経過措置)
第十二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)
第十三条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。
附 則 (平成三〇年七月二五日法律第七号抄)
(施行期日)
第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条及び第四条の規定並びに次条から附則第四条まで並びに附則第九条及び第十五条の規定 公布の日
二 第三条及び第五条の規定並びに附則第六条から第八条まで、第十一条及び第十二条の規定 平成三十二年四月一日
附 則 (令和元年六月一四日法律第三七号抄)
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第四十条、第五十九条、第六十一条、第七十五条(児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る。)、第八十五条、第一百二条、第一百七条(民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六条の改正規定に限る。)、第一百十一条、第一百四十三条、第一百四十九条、第一百五十二条、第一百五十四条(不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る。)及び第一百六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定 公布の日
二 第三条、第四条、第五条(国家戦略特別区城法第十九条の二第一項の改正規定を除く。)
第三章第二節及び第四節、第四十一条(地

方自治法第二百五十二条の二十八の改正規定を除く。）、第四十二条から第四十八条まで、第五十条、第五十四条、第五十七条、第六十二条、第六十六条から第六十九条まで、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定を除く。）、第七十六条、第七十七条第七十九条、第八十条、第八十二条、第八十四条、第八十七条、第八十八条、第九十条（職業能力開発促進法第三十条の十九第二項第一号の改正規定を除く。）、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第一百条まで、第一百四条、第一百八条、第一百九条、第一百三十九条、第一百六十一条から第一百六十三条まで、第一百六十六条、第一百六十九条、第一百七十三条、第一百七十二条（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律）、第二十九条第一項第一号の改正規定に限る。並びに第一百七十三条並びに附則第十六条、第十七条、第二十条、第二十一条及び第二十三条から第二十九条までの規定）公布の日から起算して六月を経過した日
(行政庁の行為等に関する経過措置)

